

神戸市告示第 393 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 27 年 10 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
長田区南駒栄町 1 番 8 の一部 （別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
シアン化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物

別図

